

## 『所蔵資料保全』

### ～寄付金のお願い～

謹啓

皆様ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

さて、松浦史料博物館は、松浦家第三十九代当主の伯爵松浦 陞より土地・建物・資料等を受贈し、昭和 30 年に設立された財団法人です。

松浦史料博物館では、平戸松浦家に歴代伝えられてきた重宝・諸道具・文書類の調査、研究、保存、公開を行っており、国指定重要文化財 1 件、長崎県・市指定有形文化財 23 件、国指定登録有形文化財 5 件を含むおよそ 3 万点もの図書・文書・什器を所蔵し、まとまった大名家のコレクションとしては極めて貴重な存在となっています。

しかし、これら貴重な文化財を調査、研究、保存していくための環境を整え、修理等を施して適切な状態を維持し続けるためには、多額の費用を要しますが、現在における当館の収入のみでは十分な対応ができていないのが実状です。

そこで、この度、所蔵資料の保全に関して、皆様方に格別のお力添えを賜りたく『寄付金のお願い』をさせて頂くこととなりました。

なお、当財団は、その永きに亘る学術研究及び社会活動の結果、平成 24 年 9 月には長崎県知事からの公益認定を受け、同年 10 月 1 日より「公益財団法人松浦史料博物館」へと移行いたしました。頂戴したご寄付の全額は、当財団が定める「寄付金等取扱規程」に則り、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律における公益目的事業に認定された松浦史料博物館の運営等に対して適切に充てさせて頂きます。

また、ご寄付頂いた場合には、別添のとおり、税制上の優遇措置を受けることができます。何卒、ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

末筆ではございますが、皆様の更なるご発展、ご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

謹白

長崎県平戸市鏡川町 12 番地  
公益財団法人松浦史料博物館  
理事長 松 浦 章

【別添】「税制上の取り扱い」

(個人)

公益財団法人松浦史料博物館は、所得税法第 78 条及び所得税法施行令第 217 条で定める特定公益増進法人に該当することとされており、個人が当財団に対して寄附金を支出した場合には、次の金額について所得控除を受けることができます。

次のいずれか低い金額－2 千円＝寄附金控除額

- イ その年に支出した寄附金の額の合計額
- ロ その年の総所得金額等の 40%相当額

(会社)

公益財団法人松浦史料博物館は、法人税法施行令第 77 条及び同条の 2 において特定公益法人に該当することとされており、普通法人が当財団に対して寄附金を支出した場合には、一般の寄附金とは別枠で次の金額の合計額の 2 分の 1 に相当する金額が損金の額に算入されます。

- 1 その事業年度終了の時における資本金等の額を 12 で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額の 1000 分の 3.75 に相当する金額
- 2 その事業年度の所得の金額の 100 分の 6.25 に相当する金額

# 要 綱

## 1. 寄付金の使途

松浦史料博物館にて資料購入・収蔵品に関する修理・調査研究・教育普及環境等の整備拡充など

## 2. 寄付金

個人一口 1万円 ・ 会社一口 10万円  
何口でも結構です。

## 3. 税制上の取り扱い

松浦史料博物館は「公益財団法人」の認定を受けていますので、寄付金には所得税法・法人税法の施行令に定められた寄付金の控除が適用されます。

【別添】「税制上の取り扱い」をご確認下さい。

## 4. その他の特典

松浦史料博物館発行の「MATSURA Mail Magazine」に芳名を掲載致します。また、2口以上ご寄付いただいた法人、および3口以上ご寄付いただいた個人の芳名は、館内の名板に掲げます。但し、芳名掲載は当該年度と翌年度と致します。

更に、一時又は数次にわたるご寄付が10口以上の法人、および30口以上の個人には感謝状を贈呈致します。

## お問い合わせ方法

払込用紙の送付をご希望の方は、下記にご請求下さい。

松浦史料博物館 庶務部

TEL 0950-22-2236

FAX 0950-22-2281

Mail matsuhaku@matsura.or.jp

午前10時～午後4時まで（12/29～1/1 休館）